

所沢都市計画事業  
北秋津・上安松土地区画整理事業

**保留地抽選販売に関する要領**

# 保留地抽選販売に関する要領

## 1 抽選参加にあたって

### (1) 注意事項

ア 抽選に参加を希望される方は、この要領及び抽選参加者心得書をご確認のうえ抽選に参加してください。

イ この要領に定めのない事項は、所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合保留地処分規程の定めるところによります。

### (2) 参加資格

個人又は法人で、建築物の建築の用に供する目的で取得する者

### (3) 参加資格の制限

ア 次に掲げる事項に該当する者は、抽選に参加することができません。

a 未成年者

b 成人被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者

c 都道府県税（都道府県民税、個人事業税又は法人都道府県民税、法人事業税）の滞納がある者

d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団及び埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39条）に規定する暴力団関係者と認められる者

### (4) その他

申込者が1人のときは抽選を行わず、申込者を当選者とします。

## 2 抽選の参加方法

### (1) 抽選の申請手続き

#### ア 必要書類

a 抽選参加申込書（複数応募する場合は、各々分けて提出してください。）

b 本人確認書類の写し（個人の場合）（運転免許証、住民票等）

c 登記事項証明書（法人の場合）

d 委任状（代理人が申し込む場合）

#### イ 注意事項

抽選参加申込書には、当選した場合に保留地の売買契約をする方の指名を記入（法人にあっては法人名及び代表者名を記入）してください。

申込者と異なる方との保留地売買契約は認められません。

共有名義で保留地の売買契約を予定している方は、連名で記入してください。持分割合については、保留地の売買契約書に明記しますので契約締結時まで決定してください。

単有として抽選申込をされた後、共有名義で契約することはできません。

## (2) 抽選参加申込保証金の納付

ア 抽選に参加するためには、申し込み時に10万円の抽選参加申込保証金を納付する必要があります。複数申し込む場合は、それぞれ10万円の抽選参加申込保証金を納付していただきます。

## 3 抽選時の留意事項

抽選日は、申込者本人又は代理人がご出席ください。代理人は、個人として抽選参加申込みをしていないことが条件です。なお、抽選会を申込者又は代理人の都合により欠席されても抽選は行います。この場合、出席できないことを理由として異議を申し出ることはできません。

### (1) 抽選日に必要な書類等

ア 抽選参加申込保証金預かり書

落選された方は、抽選参加申込保証金の還付を受けるときに必要となります。

イ 委任状（代理人により抽選に参加する場合）

ウ 身分証

エ 印鑑（認印）

### (2) 抽選の方法

回転抽選器を使用して、当選者1人と補欠者1人を決定します。

抽選の際は、抽選参加申込者または代理人が抽選参加受付番号の付された玉を回転抽選器に入れ、監事の立会いのもと理事長が回転抽選器を回します。

最初に出た番号の申込者を当選者とし、2番目に出た番号の申込者を補欠者とします。

## 4 抽選参加申込保証金の還付

(1) 当選者（補欠者で契約を締結したものを含む。）以外の申込者には、抽選参加申込保証金を還付します。

当選者が納付した抽選参加申込保証金は、契約保証金に充当します。

(2) 落選された方には、抽選終了後に還付します。

還付を受ける際には印鑑が必要となります。

## 5 保留地の売買契約の締結と引渡し

### (1) 売買契約の締結

#### ア 売買契約時の必要書類等

- a 契約保証金の領収書
- b 印鑑（実印、法人にあっては代表者印）
- c 印鑑登録証明書
- d 契約に必要な収入印紙

イ 当選者は、保留地の売却決定の通知を受けた日から10日以内に保留地の売買契約を締結していただきます。当選者は、契約を締結する日までに契約金額の100分の10（千円未満切捨）に相当する金額を契約保証金として納付してください。なお、契約保証金の納付が完了したときは、組合に連絡してください。

ウ 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、当選者の負担となります。

### (2) 売買代金の納付

売買代金は、保留地の売買契約を締結した日から60日以内に全額納付してください。

### (3) 売買契約の解除

契約保証金の納付期限までに契約を締結されない場合は、売却決定を取り消します。また、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。その際、納付された契約保証金はお返ししませんのでご注意ください。

- ア 契約の解除の申し出があったとき。
- イ 契約事項に違反したとき。
- ウ 契約を履行する見込みがないと認められるとき。

### (4) 保留地の引渡し

保留地は、売買代金を全額納付いただいた後に、現状のままでの引渡しとなります。土地の引渡し以後は、買受人の責任において土地の管理を行ってください。